

議案第 10 号

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

瑞穂町営住宅条例（平成 9 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町営住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第29条 略 (明渡請求権)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4から6 略</p> <p>第31条から第40条 略</p> <p>別表 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第29条 略 (明渡請求権)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>年5パーセントの割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4から6 略</p> <p>第31条から第40条 略</p> <p>別表 略</p>